

## 地域公共交通再編実施計画策定の方向性（認定関係）

## 1 国による地域公共交通再編実施計画の「認定」制度

- |  |
|--|
| ①地方自治体は、地域公共交通網形成計画において「地域公共交通再編事業」を実施する場合は、地域公共交通再編実施計画を作成する。             |
| ②地方自治体は、その地域公共交通再編実施計画が、地域公共交通の活性化・再生を適切・確実に推進する計画である旨の認定を、国に対し申請することができる。 |

## 2 認定基準のイメージ（北海道運輸局からの聞き取り）

①路線再編の規模感	認定を受けるためには、市内バス路線全体が変更になるような規模感が必要。
②計画の確実性	確実に実施する計画を認定する制度であるため、内容に不確定な要素がないことが必要。

## 3 認定の有無によるメリットとデメリット

	認定を受ける	認定を受けない
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の国の財政支援制度について、適用要件が一部緩和等される特例（※）がある。</li> <li>・ 計画どおり実施することが確約される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況の変化など必要に応じ、協議会の意思により機動的に計画を変更できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間内は計画どおり実施する義務が生じるので、状況に変化があっても、柔軟な対応（計画変更）はできない。 ⇒計画期間内は、路線経路、便数等を変更することはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定を受ける場合の特例（左上）が受けられない。</li> <li>・ 計画どおり実施することが確約されない。</li> </ul>
備考	※）特例期間は、地域公共交通再編実施計画の計画期間内のみ。	

## 4 専門委員会としての結論

①認定申請	申請しない（認定を受けない）
②理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回のバス路線再編案（資料 2-1 の内容）により、事務局から北海道運輸局に事前相談したところ、認定対象として国が想定する路線再編の規模感までには至らないとの見解であり、江別市内の既存バス路線網の実態として、国の認定基準を満たす路線再編を行うことは困難であるため。</li> <li>・ 認定を受けないことによるメリットを活かし、計画期間内においても変更可能な計画とすることで、路線再編により生じる新たなニーズや状況の変化に対応し、後日、路線経路、便数、停留所の位置などについて修正できるようにするため。</li> </ul>